

滋賀県農業振興地域整備基本方針（案）について

1. 趣旨

農業振興地域制度の適切な運用を図るための基本的な事項を定める農業振興地域整備基本方針（以下、「基本方針」という。）について、昨年度に国が「農用地等の確保等に関する基本指針」を変更したことを踏まえて、必要な見直しを行う。

2. 見直しの根拠

農業振興地域の整備に関する法律第5条

3. 主な見直し内容

(1) 期間

(現行)	H28年～R7年（10年間）
(変更案)	R3年～R12年（10年間）

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標（単位：ha）

(現行)	基準時（H26）：50,532 → R7：49,747（△785）	1.6%減
(変更案)	基準時（R元）：49,590 → R12：49,217（△373）	0.8%減

(3) その他の変更箇所

- ・国の「基本指針」の変更に即した修正

水田の畑地化の推進、ICT機器の活用、農業用排水施設の戦略的な保全管理、地図のデジタル化の推進等を記載します。

- ・滋賀県農業・水産業基本計画や農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針等、県の関連計画に即した修正
- ・その他、地域農業等の現状に即した修正

4. 見直し後の基本方針（案）

別紙のとおり

5. これまでの経緯および今後の予定

令和3年6月～7月 市町へのヒアリング
 令和3年7月～9月 国（近畿農政局）との事前調整
 令和3年10月4日 環境・農水常任委員会（見直しに係る考え方について）
 令和3年10月～11月 国（本省）との事前協議
 令和3年11月 市町および学識経験者への意見照会
 令和3年12月15日 環境・農水常任委員会
 令和3年12月 国との法定協議（→農林水産大臣の同意）
 令和4年1月 新たな基本方針の策定、公表



基本方針の趣旨

- ・ 農業振興地域の整備に関する法律に基づく法定計画
- ・ 本県の農業振興地域制度の適切な運用を図るため基本的な事項を定めるもの
- ・ 「滋賀県農業・水産業基本計画」の分野別計画

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農用地区域内の農地(耕地)面積の目標
→49,217ヘクタール(令和12年)

- 1 農用地等の確保の基本的考え方
 - ・ 優良農地を農用地区域に設定して、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施
 - ・ 農業の担い手への農地集積・集約化の推進
 - ・ 荒廃農地の発生防止と解消
 - ・ 農業生産基盤の整備
- 2 農業上の土地利用の基本的方向
 - ・ 都市的土地利用との適正な配置と組み合わせ
 - ・ 農業農村振興事務所の所管区域を単位として6農業地帯を設定(大津・南部、甲賀、東近江、湖東、湖北、高島)

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

- ・ 市町区域を単位として19農業振興地域を指定(総面積106,318ヘクタール)

第3 農業生産の基盤の整備および開発

- 1 基本的な方向
 - ・ 土地の生産性の向上、多面的機能の維持増進
 - ・ 農用地の集積・集約化を促進
- 2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発
 - ・ 省力化、汎用化等の推進
 - ・ 獣害防止対策の推進
- 3 広域整備の構想
 - ・ 用排水施設の長寿命化、アセットマネジメント手法による効率的・効果的な保全更新対策

第4 農用地等の保全

- 1 基本的な方向
 - ・ 農業従事者の減少に伴い荒廃農地は増加
 - ・ 持続的な営農による農用地の保全が重要
- 2 農用地等の保全のための事業および活動
 - ・ 農地中間管理機構による農地の集積・集約化
 - ・ 中山間地域直接支払交付金
 - ・ 獣害防止対策の推進
 - ・ 都市と農村との交流による保全活動

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進

- 1 基本的な方向
 - ・ 認定農業者と集落営農組織の経営基盤の強化
- 2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等
 - ・ スマート農業の推進、人・農地プランの実質化
 - ・ 農業経営の複合化による土地利用の効率化
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

第6 農業の近代化のための施設の整備

- 1 基本的な方向
 - ・ 農用地の計画的な利用、農業生産基盤の整備
 - ・ 農畜産物の高付加価値化や販路の拡大
- 2 重点作目別の近代化の構想
 - ・ 生産性向上等のための施設・設備の整備促進

第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備

- 1 基本的な方向
 - ・ 農業技術振興センター等の有効活用と充実
- 2 農業を担うべき者の育成・確保のための活動
 - ・ 継続的な就農相談活動
 - ・ 県立農業大学校を核とする農業教育の推進
 - ・ 農福連携の更なる促進

第8 農業従事者の安定的な就業の促進

- 1 基本的な方向
 - ・ 農村地域の雇用創出、定住条件の向上
- 2 農村地域における就業機会確保のための構想
 - ・ 農業の6次産業化の推進
 - ・ 農村地域と調和のとれた産業の導入

第9 農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備

- 1 基本的な方向
 - ・ 多様な主体との連携、コミュニティの維持と強化
- 2 生活環境施設の整備の構想
 - ・ 農村公園、集会施設等の整備



滋賀県農業・水産業基本計画と関連する県条例

①環境こだわり農業推進条例

<概要>

湖国の農業の健全な発展と琵琶湖等の環境を保全することを目指し、化学的に合成された農薬や肥料の使用を削減するなど、環境への負荷を低減し、農業の有する自然循環機能を高める新たな取組として、環境こだわり農業を推進する。(H15. 3. 20施行, H19.4.1一部改正)

②持続的で生産性の高い 滋賀の農業推進条例

<概要>

多様な農業者等により、農地の生産力の向上、良質な農産物の安定的な生産の確保、農作業の省力化等による安定的かつ効率的な経営が行われ、かつ、環境との調和が図られる滋賀の農業の健全な姿で次の世代に引き継ぐことを推進する。(R3. 4. 1施行)

③滋賀県食の安全・安心推進条例

<概要>

食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康の保護を図るとともに、より安心して暮らすことのできる社会の実現(食品の安全性の確保、食への安心感の醸成)に寄与する。(H21. 12. 25施行, H27.7.23一部改正)

④近江の地場産業・地場産品の 振興に関する条例

<概要>

近江の地場産業および近江の地場産品(近江米、近江牛、琵琶湖産魚介類等)がこれまで培われた優れた技術および技能を活用して時代の変化に適合していくため、新たな取組を積極的に推進し、地域経済および地域社会の発展に寄与できるように振興する。(H28. 3. 23施行)

⑤近江の地酒でもてなし、 その普及を促進する条例

<概要>

近江の地酒に愛着を持ち、県民が近江の地酒を自主的かつ積極的に使用して県外からの滞在者および旅行者をもてなす社会的気運を醸成するための広報活動の充実、新たな需要の開拓の促進、良質な酒米の生産の推進その他必要な環境の整備に努める。(H28. 3. 23施行)

滋賀県農業・水産業基本計画

基本理念

県民みんなで創る 滋賀の「食と農」を通じた「幸せ」

目指す2030年の姿

「農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する」を共通視点として、その上に「経済活動としての農業・水産業の競争力を高める」、「豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ」、「琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する」するの4つの視点から描く。

共通視点「人」(農業・水産業と関わる「人のすそ野」を拡大する) (左記の県条例①,②,③,④,⑤と関連性を有する)

- (1) 新規就農者・新規漁業就業者等の確保
- (2) 滋賀の農業・水産業のファン拡大
- (3) 県産農畜水産物を取り扱う食品関連事業者の拡大
- (4) 農作業の多面的機能を活かした共生社会づくり推進

視点「経済」(経済活動として農業・水産業の魅力高める) (左記の県条例①,②,③,④,⑤と関連性を有する)

- (1) 農業・水産業をより魅力ある職業に
- (2) 需要の変化への対応と農地・農業技術等のフル活用の推進
- (3) 近江牛などの畜産物の持続可能な安定生産の推進
- (4) 琵琶湖漁業の継続
- (5) 「滋賀の幸」のブランド力向上および消費拡大

視点「社会」(豊かな資源を持つ農山漁村を次世代に引き継ぐ)

- (1) 農業水利施設の計画的な保全更新・管理の省力化および農地の基盤整備の推進
- (2) 農山漁村の持つ多面的価値の次世代への継承

視点「環境」(琵琶湖を中心とする環境を守り、リスクに対応する) (左記の県条例①,②と関連性を有する)

- (1) 農業の営みと琵琶湖を中心とする環境保全の両立の推進
- (2) 琵琶湖水産資源の回復
- (3) 気候変動による自然災害等へのリスク対応推進

滋賀県農業・水産業基本計画を推進する分野別計画等

農業の担い手/流通関係事業者の拡大

- ・ 滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針
- ・ 地域農業戦略指針
- ・ 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画(再掲)
- ・ しがの農畜水産物マーケティング戦略(再掲)

農業生産

- ・ 滋賀県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針(再掲)
- ・ 近江米生産・流通ビジョン
- ・ 近江の野菜生産振興指針
- ・ 花き生産振興方針
- ・ 滋賀県果樹農業振興計画
- ・ 「近江の茶」生産振興方針
- ・ 滋賀県都市農業振興計画
- ・ **滋賀県農業振興地域整備基本方針**
- ・ 稲作技術指導指針
- ・ 売れる麦・大豆づくりに向けての指針

畜産

- ・ 滋賀県酪農・肉用牛生産近代化計画
- ・ 「近江牛」ブランド・販売戦略
- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画

水産業

- ・ 水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画
- ・ 滋賀県内水面漁業振興計画
- ・ 滋賀県淡水真珠振興計画

消費・流通

- ・ しがの農畜水産物マーケティング戦略
- ・ 滋賀県農畜水産物の輸出サポートガイド

生産基盤

- ・ 滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画

農村の資源

- ・ 滋賀県ため池中長期整備計画
- ・ 滋賀県棚田地域振興計画

農村地域の活性化

- ・ 地域農業戦略指針(再掲)
- ・ 中山間地域振興の手引き

環境

- ・ 滋賀県環境こだわり農業推進基本計画
- ・ 滋賀県農業・水産業温暖化対策行動計画
- ・ 滋賀県ため池中長期整備計画(再掲)
- ・ 家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画(再掲)
- ・ 滋賀県内水面漁業振興計画(再掲)

滋賀県農業振興地域整備基本方針（案）

令和 年 月

滋 賀 県

(目 次)

第1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

- 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方
- 2 農業上の土地利用の基本的方向

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

第3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発の方向
- 3 広域整備の構想

第4 農用地等の保全に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農用地等の保全のための事業および活動

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等
- 3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

第6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 重点作目別の近代化の構想
- 3 広域整備の構想

第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農業を担うべき者の育成および確保のための活動

第8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 農村地域における就業機会の確保のための構想

第9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

- 1 基本的な方向
- 2 生活環境施設の整備の構想

1 **第 1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項**
 2 **（農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）**
 3 **第 4 条第 2 項第 1 号）**

4
 5 **1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方**

- 6 ・ 農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であり、県土や自然環境の保全、水源
 7 のかん養、良好な景観の形成、地域文化の伝承など農業生産活動を通じて多面的な
 8 機能を発揮しています。
- 9 ・ 国においては、「食料自給率の向上」と「食料安全保障の確立」をめざし、令和
 10 2 年 3 月に新たな食料・農業・農村基本計画が策定されました。また、同計画を踏
 11 まえ農用地等の確保等に関する基本指針が同年 12 月に変更され、優良農地の確保と
 12 有効利用を図ることが示されました。
- 13 ・ 本県においても、「滋賀県農業・水産業基本計画」（令和 3 年 10 月 8 日策定）の
 14 基本理念である「県民みんなで創る 滋賀の『食と農』を通じた『幸せ』」の実現
 15 に向けて、農業と関わる「人のすそ野」を拡大し、経済活動としての農業の競争力
 16 を高め、また豊かな資源を持つ農村を次世代に引き継ぐための取り組み等を進める
 17 こととしています。
- 18 ・ このため、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地
 19 については、法に基づき、原則として転用を認めない農用地区域に設定し、農業振
 20 興施策を計画的かつ集中的に実施するとともに、編入要件を満たす農地の積極的な
 21 編入等の取り組みを通じ、優良な農地の確保と保全ならびにその有効利用を図ります。

22 **(1) 確保すべき農用地等の面積の目標**

23 **① 確保すべき農用地等の面積の目標年および目標設定の基準年**

24 確保すべき農用地等の面積の目標年は令和 12 年とし、目標設定の基準年は令和
 25 元年とします。

26 **② 令和 12 年において確保すべき農用地区域内の農地(耕地)面積の目標**

27 農用地区域内の農地(耕地)面積については、令和元年現在で 49,590 ヘクタール
 28 あり、これまでのすう勢が今後も継続した場合、令和 12 年には 716 ヘクタール減
 29 の 48,874 ヘクタールになることが想定されます。

30 農業振興地域制度および農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用
 31 地等の確保のための取り組みの推進により、令和 12 年の確保すべき農用地区域内
 32 の農地(耕地)面積について、49,217 ヘクタール（令和元年から 373 ヘクタールの
 33 減）を目標として設定します。

34 **(2) 諸施策を通じた農用地等の確保のための取り組みの推進**

35 **① 農地の保全・有効利用**

36 多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度による共同活動への支援、

1 人・農地プランの実質化を通じた地域・集落における今後の農地利用に関する話
2 合いの促進、農地中間管理機構を通じた農業の担い手への農地利用の集積・集約
3 化の促進、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）に基づく遊休農地に関する措置等
4 により、荒廃農地の発生防止・解消・有効利用を推進します。

5 ② 農業生産基盤の整備

6 農地中間管理機構等との連携を図りつつ農地の大区画化、水田の汎用化・畑地
7 化を推進するとともに、自動走行農機、ICT 水管理等の営農の省力化等に資する技
8 術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を
9 長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、
10 地域の特性に応じた農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備
11 えた農地の確保を推進します。

12 ③ 非農業的土地需要への対応

13 農地転用を伴う農用地域からの農地の除外については、農用地域内農地の
14 確保を基本とし、市町の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調
15 整を行うなど、長期的な視点に立った計画的な土地利用の確保に努めます。

16 この場合、市町農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが
17 重要であり、その変更は、おおむね 5 年ごとに法第 12 条の 2 に基づき実施する基
18 礎調査等に基づき行うことを原則とします。

19 ④ 公用施設または公共用施設の整備との調整

20 農用地域内にある土地を公用施設または公共用施設の用に供する場合には、
21 法第 13 条第 2 項に規定する農用地域の変更の要件を満たすよう努めるとともに、
22 整備しようとする施設周辺部の連鎖的な転用を誘発しないよう十分配慮します。

23 ⑤ 農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握

24 法第 12 条の 2 の規定による基礎調査の実施を促進するとともに、農用地利用計
25 画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等
26 により、農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握を促進します。

27 ⑥ 交換分合制度の活用

28 農業振興地域内において、交換分合の制度を活用し、農用地等として利用すべ
29 き土地の農業上の利用を確保するとともに、農用地の集団化や農業経営の基盤強
30 化を図ります。

31 ⑦ 推進体制の確立等

32 地域の振興に関する計画との調和等農業振興地域制度の円滑かつ適正な運用を
33 図るため、関係部局間の連絡調整体制を整備するとともに、県においては、県農
34 林業団体、県都市計画審議会、市長会、町村会、商工会議所連合会、商工会連合
35 会、中小企業団体中央会その他県の関係団体、市町においては、関係農業団体、
36 商工会議所、商工会その他市町の関係団体および集落代表者から必要に応じ幅広

く意見を求めます。

なお、農業振興地域整備計画の策定・変更に当たっては、当該計画案を策定・変更する理由を付して縦覧し、市町の住民からの意見書の提出の機会を付与することにより手続きの公正性・透明性の向上を図り、地域の合意のもとで、農用地等の確保のための取り組みおよび各種農業振興施策を計画的かつ円滑に推進します。

2 農業上の土地利用の基本的方向

- 本県は、中央に琵琶湖を抱え、四方を山並みに囲まれた盆地を形成しており、県土の大半が琵琶湖の集水域に属しています。気候は県南部では概ね太平洋型気候、県北部では概ね日本海型気候に加え、局地的条件から県南東部は内陸性気候を示しています。
- 京阪神および中京の大都市圏に近接している地理的な条件や交通網の整備等による経済的に優位な条件がそろっています。

(1) 将来の土地利用の方向

県土の土地利用は、自然的土地利用から都市的土地利用への転換が進んでいる状況にあります。しかしながら、今後も人口減少が続くと予想されることから、都市的土地利用転換圧力は従前より低下することが考えられ、自然的土地利用と都市的土地利用の適正な配置と組み合わせにより、調和のある土地利用を進めます。

農業上の土地利用の基本的な方向としては、需要に応える農畜産物づくりを進めるための水田の有効活用や、各作目の生産振興に資する土地利用を図ります。

(2) 農業地帯の設定

本県においては、自然的・社会的条件の類似性および農業上の土地利用を図る上で県と市町との連携の観点から、農業農村振興事務所の所管区域を単位として、下表のとおり農業地帯の区分を設定します。

農業地帯の別

農業地帯名	市 町 名
大津・南部	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市
甲 賀	湖南市、甲賀市
東 近 江	近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町
湖 東	彦根市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
湖 北	長浜市、米原市
高 島	高島市

(3) 農業地帯別の土地利用の基本的方向

① 大津・南部農業地帯

- 1 • 当地帯は、京阪神大都市圏の外郭にあり、行政・経済等の中核機能が集積し、
2 都市的発展が進んでいます。また、今後一定期間人口増加が続くと見込まれるこ
3 とから、住宅地やこれに付随する都市施設等の新たな需要への対応が求められま
4 すが、市街化地域との秩序ある土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保
5 を図ります。
- 6 • 農業については、平野部では、稲作を基幹に麦、大豆等の土地利用型農業や、
7 施設野菜、花きの生産団地の形成による都市近郊型の農業が営まれています。近
8 年、直売所における地場農産物やその加工品の直売の取り組みが活発になってい
9 るほか、いちごなどの観光農園や消費者との交流に係る取り組みも進められてい
10 ます。
- 11 • このような状況を踏まえ、土壌条件や団地性に優れた平野部の農地にあつては、
12 大型機械化作業体系による生産コストの低減等が可能なほ場条件を備えているこ
13 とから、土地基盤の保全整備と水利施設等の計画的な更新を図り、水稻を中心に
14 麦・大豆等と組み合わせた水田農業をさらに推進します。
- 15 • 市街地近郊、湖辺、丘陵地にあつては、集約的な土地利用がされている地域も
16 あり、地域農業の振興方向に沿って、土地利用区分を明確にし、野菜、花き、果
17 樹等の団地化を進めます。
- 18 • 山麓にかけて分布する棚田、また、ため池にあつては、環境保全に重要な機能
19 を有し、景観上も貴重な資源であることから、生産の場だけでなく体験農園や都
20 市との交流、教育の場等快適な田園空間として、環境に配慮した保全と整備を進
21 めます。

22 ② 甲賀農業地帯

- 23 • 当地帯は、近畿、中部圏の接点にあり、中央部には丘陵地が、野洲川等の河川
24 沿いには平地が広がり、気候は総じて内陸型の特性を示しています。また、新名
25 神高速道路や国道1号バイパス等広域交通網の整備による交通利便性を活かして、
26 引き続き産業や物流機能の集積が見込まれますが、適正かつ計画的な土地利用調
27 整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- 28 • 農業については、平野部では稲作を基幹に麦・大豆等の土地利用型農業が営ま
29 れ、転作田を活用したかぼちゃやたまねぎ等の品目が定着しています。また、丘
30 陵地や山間、山脚の樹園地では、茶の生産が盛んで、近江の茶の産地を形成して
31 います。
- 32 • このような状況を踏まえ、河川流域の平野部の土壌条件や団地性に優れた農地
33 にあつては、ほ場整備も進み大型機械化作業体系に耐えうるほ場条件を備えてい
34 ることから、汎用化等の必要な土地基盤の整備を図り、稲作を基幹に麦・大豆等
35 の土地利用型農業をさらに推進するとともに、一層の野菜等の特産化を図ります。
- 36 • 山間、山脚に分布する棚田にあつては、団地規模は小さいものの、背後の森林

1 や里山とともに環境保全に重要な機能を有し、景観上も貴重な資源であることから、
2 ため池、農業用水路の整備と併せて整備・保全します。

- 3 ・ 丘陵地や山間、山脚の茶園地は、園地改造や優良品種への改植等を図ります。

4 ③ 東近江農業地帯

5 ・ 当地帯は、琵琶湖の東南部に位置し、鈴鹿山脈から湖辺に広がる県内最大の平
6 野部を持ち、農業に非常に適した地帯です。また、交通利便性がよく、県内の工
7 業集積地の一つを形成しています。今後も、道路整備の進展により、企業の立地
8 等非農業的土地利用の需要が見込まれますが、適正かつ計画的な土地利用調整に
9 より、優良な農用地の維持・確保を図ります。

10 ・ 農業については、稲作を中心に畜産、野菜、花き、果樹等多彩な農業が展開さ
11 れており、平野部の広大な水田地帯と丘陵地に畑地や樹園地が分布しています。
12 また、肉用牛は、「近江牛」のブランドで生産、流通の中心地を形成しています。

13 ・ このような状況を踏まえ、土壌条件や団地性に優れた平野部の農地にあつては、
14 大区画ほ場整備にいち早く取り組むなど整備は進んでおり、大型機械化作業体系
15 による生産コストの低減等に耐えうるほ場条件を備えていることから、汎用化等
16 の必要な土地基盤の整備を図り、稲作を基幹に麦、大豆等の土地利用型農業を推
17 進します。

18 ・ 水田の高度利用地域や丘陵地帯では、集約的な土地利用がされており、利用区
19 分を明確化し、野菜、花き、果樹、飼料作物等の団地化を図ります。

20 ・ 山間、山脚に分布する棚田等にあつては、地域に根ざした特産物の産地育成を
21 図るとともに、背後の森林や里山を含め環境保全に重要な機能を有し、景観上も
22 貴重な資源であることから、快適な田園空間として一体的に保全します。

23 ④ 湖東農業地帯

24 ・ 当地帯は、琵琶湖の東部に位置し、鈴鹿や霊仙山地から湖辺に広がる平野部が
25 あり、早くから交通網の整備が進められました。当地帯内の一部では、今後一定
26 期間人口の増加による都市的な土地利用の需要が持続するものと考えられますが、
27 適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。

28 ・ 農業については、稲、麦、大豆等の土地利用型作物を中心に、転換畑のなしの
29 ほか、水田野菜、花き、やまいも、そば等多品目生産が定着しており、平野部には
30 水田が、山間、山脚には畑地や棚田が分布しています。

31 ・ このような状況を踏まえ、土壌条件や団地化に優れた平野部の農地にあつては、
32 ほ場整備が進んでおり、大型機械化作業体系に適する条件を備えていることから、
33 稲、麦、大豆等の土地利用型農業を推進するとともに、野菜や花き、果樹等の利
34 用区分を明確にし、集約的な土地利用と生産の団地化を図ります。

35 ・ 山間、山脚の棚田等にあつては、生産の多品目化、周年化に対応した特産物の
36 生産振興を図ります。

⑤ 湖北農業地帯

- 当地帯は、県の北東部に位置し、中部圏と北陸圏の接点にあり、姉川、高時川等により形成された平野部が広がっており、古くから稲作を中心とした農業が営まれています。また、当地帯の人口は減少が続いており、若年者の定住促進等の地域振興策が各種計画に基づき進められていますが、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- 農業については、従来、日本海型の気象や土壌条件により、水稻単作の体系が多くなっていましたが、ほ場整備の進展とともに土壌や水利条件の改善・整備により、麦、大豆や野菜作等水田の高度利用が進んでおり、平野部には水田が、山間地には、棚田や樹園地、畑地が分布しています。
- このような状況を踏まえ、平野部の農地は、ほ場整備や水利施設等の整備が進んでおり、大型機械化作業体系に適した条件を備えていることから、汎用化等の必要な土地基盤の整備を進め、適地適作を基本に、コシヒカリを中心とする良質米の生産と麦茶用大麦、小麦、大豆、そば等の生産の団地化を図ります。
- 水田や畑、樹園地では、既に集約的な土地利用がされており、作物ごとの土地利用区分を明確にし、野菜や花き、果樹等の生産の団地化を図ります。
- 山間の棚田等は、地域の実態や団地規模に応じ、特産づくりや都市との交流の場として整備保全します。

⑥ 高島農業地帯

- 当地帯は、県の北西部に位置し、安曇川等の中流域を中心に扇状地が、下流域にかけては平野が形成され、豊かな景観を育んでいます。気候は日本海型で特に冬期の気象条件が厳しいことおよび各地帯の中で日照時間が一番短いことが、農業振興上の制約になっています。当地帯の人口は減少が続いていることから、若年者の定住促進および産業の振興等に係る取り組みが進められていますが、適正かつ計画的な土地利用調整により、優良な農用地の維持・確保を図ります。
- 農業については、気象的制約から稲作が中心となっているものの、丘陵畑地の野菜や果樹のほか、水田野菜も定着しています。また、景観をはじめとする地域資源を活かした都市との交流や観光農業への取り組みが進められています。
- このような状況を踏まえ、団地性のある平野部や丘陵地の水田群は、ほ場整備や水利施設の整備が進んでおり、必要に応じ汎用化等の整備を図り、早場米産地として大豆やたまねぎ等とともに生産の団地化を推進します。
- 畑地にあつては、すでに特産団地化しているキャベツやだいこん、万木かぶ等の生産の維持・安定を図ります。
- 山間、山脚にある棚田等は、オーナー制の導入等、都市との交流や観光農業、さらには特産物の生産団地として整備保全します。

第2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

（法第4条第2項第2号）

単位：ha

1 大津・南部農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
大津地域 (大津市)	大津市のうち都市計画法の市街化区域（以下「市街化区域」という。）および農用地等として利用できない主要な森林（以下「森林地域」という。）等を除いた区域	総面積 6,435 (農用地面積 2,712)
草津地域 (草津市)	草津市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 2,378 (農用地面積 1,453)
守山地域 (守山市)	守山市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 2,582 (農用地面積 1,867)
栗東地域 (栗東市)	栗東市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 796 (農用地面積 587)
野洲地域 (野洲市)	野洲市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 3,840 (農用地面積 2,590)
地帯計		総面積 16,031 (農用地面積 9,209)

2 甲賀農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
湖南地域 (湖南市)	湖南市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 1,174 (農用地面積 695)
甲賀地域 (甲賀市)	甲賀市のうち市街化区域、都市計画法の用途地域（以下「用途地域」という。）、森林地域および鈴鹿国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 17,335 (農用地面積 5,368)
地帯計		総面積 18,509 (農用地面積 6,063)

1 3 東近江農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
近江八幡地域 (近江八幡市)	近江八幡市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 6,986 (農用地面積 5,008)
東近江地域 (東近江市)	東近江市のうち市街化区域、森林地域および鈴鹿国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 14,676 (農用地面積 10,145)
日野地域 (日野町)	日野町のうち市街化区域、森林地域および鈴鹿国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 6,809 (農用地面積 2,738)
竜王地域 (竜王町)	竜王町のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 2,735 (農用地面積 1,510)
地 帯 計		総面積 31,206 (農用地面積 19,401)

2

3

4 湖東農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
彦根地域 (彦根市)	彦根市のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 3,519 (農用地面積 2,624)
愛荘地域 (愛荘町)	愛荘町のうち森林地域等を除いた区域	総面積 2,467 (農用地面積 1,668)
豊郷地域 (豊郷町)	豊郷町の全域	総面積 782 (農用地面積 432)
甲良地域 (甲良町)	甲良町のうち森林地域等を除いた区域	総面積 1,163 (農用地面積 652)
多賀地域 (多賀町)	多賀町のうち市街化区域および森林地域等を除いた区域	総面積 1,040 (農用地面積 574)
地 帯 計		総面積 8,971 (農用地面積 5,950)

4

5

6

1 5 湖北農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
長浜地域 (長浜市)	長浜市のうち市街化区域、用途地域、森林地域および琵琶湖国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 15,451 (農用地面積 9,083)
米原地域 (米原市)	米原市のうち市街化区域、用途地域、森林地域および琵琶湖国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 5,843 (農用地面積 3,109)
地 帯 計		総面積 21,294 (農用地面積 12,192)

2

3 6 高島農業地帯

指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模
高島地域 (高島市)	高島市のうち用途地域、森林地域および琵琶湖国定公園の特別保護地区等を除いた区域	総面積 10,307 (農用地面積 5,521)
地 帯 計		総面積 10,307 (農用地面積 5,521)

4

5

県 計		総面積 106,318 (農用地面積 58,336)
-----	--	-------------------------------

6

注1) 「指定予定地域の規模」欄中、総面積は、農業振興地域として指定する面積を示す。

7

8

注2) 同欄中、(農用地面積)は、令和元年12月31日現在の農業振興地域内の農用地(田・畑・樹園地・採草放牧地)面積を示す。

9

10

11

1 **第3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項**

2 (法第4条第2項第3号イ)

3
4 **1 基本的な方向**

- 5 ・ 農業生産基盤の整備は、生産性の高い農業や高付加価値型農業等の展開のため、
6 また、近代化の促進のために必要不可欠であることから、農業振興地域の土地利用
7 や近代化施設整備の方向に沿って整備を進めるものとし、地域の特性に応じ、良好
8 な営農条件を備えた農地および農業用水の確保により、土地の生産性の向上と農地
9 の多面的機能の維持増進が図られるよう計画的に行います。
- 10 ・ ほ場の整備にあたっては、農業用水施設の適切な維持管理や計画的な更新を行う
11 とともに、農地中間管理機構との連携を図りつつ地域の特性に応じて区画の拡大や農
12 業排水施設、暗きょ排水の整備を進め、地域農業の担い手への農用地の集積・集約化
13 を促進します。
- 14 ・ 農業用排水施設、農道、棚田、ため池等の整備にあたっては、地域住民の意見
15 を考慮しつつ、生態系や景観などの環境に配慮した整備を進めます。また、農業用水
16 の有効利用や農業排水対策のため、農業用水の循環利用や反復利用などのきめ細かい
17 管理が可能となるよう施設の整備を進めます。
- 18 ・ 特に、農業水利施設については、老朽化が進行しており、地域単位さらには全県
19 単位でのアセットマネジメントの推進・調整を行う体制を整備し、保全更新対策を計
20 画的に実施します。

21
22 **2 農用地別の農業生産基盤の整備および開発の方向**

23 **(1) 田**

24 農業用水施設の適切な保全更新により生産性の高い農地を保全するとともに、作
25 業効率を高め、生産コストを低減するため、地域の特性に応じてほ場区画の拡大を推
26 進します。加えて、米の品質向上および生産の安定化に資するため、土壌等の改善に
27 取り組みます。このうち、中山間地域等にある田については、厳しい営農条件を緩和
28 し持続的な営農が図られるよう、省力化および汎用化を図るための整備や、農地の維
29 持・保全のための獣害防止に資する整備を進めます。

30 また、水田の有効活用を図るため、田畑転換に対応できるよう排水施設の整備、
31 暗きょ排水の更新・改良等を進めます。さらに、農業用水の循環利用や反復利用など
32 環境に配慮したきめ細かな管理が可能となる施設・設備の整備を図ります。

33 **(2) 畑**

34 農地の生産性や農産物の品質向上を図るため、土層改良および畑地かんがい等の
35 必要な整備を図るとともに、計画的な生産および輪作体系を確立し、土地利用の集約
36 化、生産の団地化を促進します。また、中山間地域等にある畑については、厳しい営

1 農条件を緩和し持続的な営農が図られるよう、集約栽培および獣害防止に資する整備
2 を進めます。

3 **(3) 樹園地**

4 栽培管理作業の効率化を図るため、園地改造を進めるとともに、生産性および品
5 質の向上を図るため、畑地かんがい等の樹園地整備を推進します。また、中山間地域
6 等にある樹園地については、獣害防止に資する整備を進めます。

7 **(4) 採草放牧地**

8 山地周辺にある採草放牧地について、獣害防止のため、緩衝地帯としての機能の
9 維持を図ります。また、県内産飼料に立脚した畜産経営を確立するため、荒廃農地の
10 分布の状況や地域での活用の方向性等を踏まえ、採草放牧地への用途変更を進めます。
11

12 **3 広域整備の構想**

- 13 ・ 県内各地域においては、国営および県営等の事業によりかんがい排水施設が整備
14 されましたが、整備後 40 年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいます。
- 15 ・ 農業生産性の維持や農業経営の安定、さらには災害の防止のため、適切な保全管
16 理により施設の長寿命化を図りながら、ライフサイクルコストを低減するアセットマ
17 ネジメント手法による効率的・効果的な保全更新対策を計画的に進めます。
- 18 ・ 農業用水の有効利用と農業排水対策のため、農業用水の循環利用や反復利用等の
19 施設の保全更新も併せて進めます。
20

21 **第 4 農用地等の保全に関する事項**

22 (法第 4 条第 2 項第 3 号ロ)

23
24 **1 基本的な方向**

- 25 ・ 農用地は、いったん毀損されるとその復旧に多大な困難が伴うとともに、間接的
26 な影響として、周辺農用地の荒廃を進め、集団性の喪失をもたらすことや、中山間、
27 純農村、都市近郊それぞれの地域特性に応じた多面的な機能の発揮の妨げになります。
- 28 ・ 近年、農業従事者の減少や高齢化の進行等に伴い荒廃農地は増加しており、限り
29 ある資源を有効に利用するため、良好な営農条件を備えた農用地を保全し、健全で持
30 続的な営農が図られる必要があります。
- 31 ・ 農用地の増加が見込めない状況のなかで、農用地を保全することは重要であり、
32 効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立や県土の
33 保全など多面的な機能の発揮のため、各種施策を通じ農用地の確保と保全に努めます。
34

35 **2 農用地等の保全のための事業および活動**

- 36 ・ 農地中間管理機構による認定農業者等の担い手に対する農地の集積・集約化の促

進と相まって、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動や、障害物除去、整地等の再生利用活動への支援、基盤整備等の推進、農業委員会による農地法に基づく遊休農地に関する措置の実施により、荒廃農地の発生防止・解消を図ります。

- ・ 特に、中山間地域等においては、さらに農業の生産条件の不利を補正するための直接支払交付金制度に基づく支援や獣害対策事業等を実施するとともに、ボランティアによる棚田の保全活動など、都市と農村との交流による保全活動を推進します。
- ・ けい畔や法面の保護対策等の実施やため池、農業用排水施設等の適正な維持管理および計画的な改修により、農用地等の土壌浸食や崩壊等の災害の未然防止を図ります。

第5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項 （法第4条第2項第3号ハ）

1 基本的な方向

- ・ 本県の農業経営体数は14,680経営体で減少傾向にあり、特に副業的経営体数がこの5年間で26.9%減少し、10,394経営体となっています（2020年農林業センサス）。一方で、経営耕地面積20ヘクタール以上の規模の経営体数が大きく増加しており、経営の大規模化が進んでいます。
- ・ 将来にわたる持続的で発展性のある農業生産の振興に向けて、地域農業の担い手である認定農業者と集落営農組織の経営基盤の強化を進めるとともに、多様な農業者等の確保・育成を図ります。

2 農業経営の規模の拡大、土地利用の効率化等

- ・ 他産業従事者並みの労働時間で同等の所得を確保することができる農業経営をめざし、スマート農業を推進するとともに、人・農地プランの実質化を進め、農地中間管理機構等により担い手に対する農地の面的な利用集積を図ります。また、集落営農組織の法人化を進め、水稻の協業化による規模拡大を促進します。
- ・ その条件整備として、作業効率の高い大区画ほ場や田畑転換のための用排水施設の更新、整備等を進めるなど基盤整備に努めます。さらに、転作作目のブロックローテーションを実施し、土地利用型経営に園芸作物等の高収益作物を組み合わせた農業経営の複合化による土地利用の効率化をめざします。

3 効率的かつ安定的な農業経営の育成

- ・ 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に沿って、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図ります。

1 **第 6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項**

2 (法第 4 条第 2 項第 3 号ニ)

3
4 **1 基本的な方向**

- 5 ・ 農業労働力の減少や高齢化等が進んでいる状況で、本県農業を持続的かつ安定的
6 に発展させるためには、経営規模の拡大等、効率的な経営体の育成とともに環境こ
7 わり農業（環境への負荷を軽減し、農業の有する自然循環機能を高める取り組み。平
8 成 14 年度条例制定）等の営農技術の普及や温暖化に対応する技術の開発、また、消
9 費者、実需者ニーズに応じた安全で安心、新鮮な質の高い農畜産物の供給が必要であ
10 り、基幹作物である米をはじめ、野菜、花き、果樹、茶および畜産部門における生産
11 と流通の合理化等を推進する必要があります。
- 12 ・ このため、農用地の計画的な利用および良好な営農条件を備えた農業生産基盤の
13 整備を促進し、高性能農業機械の導入と施設の近代化により高度な農業経営を確立す
14 ることと併せ、農畜産物の高付加価値化や販路の拡大等、流通加工部門の計画的な整
15 備を進めます。

16
17 **2 重点作物別の近代化の構想**

18 **(1) 米・麦・大豆**

19 生産性の向上、省力・低コスト化を図るため、高性能農業機械を導入するととも
20 に、大規模乾燥調製貯蔵施設等の再編合理化を進めます。

21 また、高品質化を図るため、色彩選別機等を導入することにより、大規模乾燥調
22 製貯蔵施設等での選別精度を向上させます。

23 **(2) 野菜**

24 地域の特性、立地条件を踏まえ、施設栽培等による多品目周年生産、水田露地野
25 菜の作付けによる経営の複合化を推進し、品質の向上および安定生産を図るための整
26 備を進めます。

27 このため、施設野菜にあっては、少量土壌培地耕、高設栽培等の技術の導入や加
28 温、かん水設備の設置を図るとともに、省エネ設備・機械の導入を促進します。また、
29 露地野菜にあっては、作業の効率化が図れる定植機や収穫機等の導入を推進します。

30 併せて、生産物の選果選別、箱詰め等の作業の省力化を図るため、集出荷関連機
31 械施設の整備を推進します。

32 **(3) 花き**

33 輸入の増加や産地間競争が激しいことから、さらに品質を向上し、コストを削減
34 するため、施設花きにあっては、少量土壌培地耕等の技術の導入や作業の機械化、施
35 設の高度化を図るとともに、省エネ設備・機械の導入を促進します。また、露地花き
36 にあっては、共同利用機械の導入や共同集出荷施設等の整備を推進します。

1 (4) 果樹

2 早期成園化、収量の安定化および軽労化を図るため、低樹高栽培、根域制限栽培
3 等の技術の導入を図るとともに、選果・集出荷施設や共同販売施設等の整備を促進し
4 ます。

5 (5) 茶

6 生産性の向上や作業の効率化を図るため、茶園の整備や高性能機械等の導入を推
7 進するとともに、高品質化を図るための茶加工施設の整備を促進します。

8 (6) 畜産

9 畜産の生産基盤を整備するため、県内産飼料に立脚した畜産経営への転換とコン
10 トラクター等の育成により分業化や農作業、経営の効率化を図ります。また、生産
11 性の向上を図るため、高性能な飼料生産機械・施設および飼養管理機械の導入を進
12 めます。

13
14 3 広域整備の構想

- 15 ・ 農産物流通市場の拡大、大ロット化等の情勢に対応するため、必要に応じ広域的
16 な農業近代化施設の整備を進めます。

17
18 第7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項
19 (法第4条第2項第3号ホ)

20
21 1 基本的な方向

- 22 ・ 地域農業の担い手が将来に希望を持ち、安心して農業経営に取り組めるよう、必
23 要な情報提供や技術支援、研修内容の向上を図るため、農業技術振興センター、畜
24 産技術振興センターなどのさらなる有効活用、充実に努めます。

25
26 2 農業を担うべき者の育成および確保のための活動

- 27 ・ 農業農村振興事務所を中心に関係機関が連携して、情報収集・提供体制を整備し、
28 継続的な就農相談活動を行います。
- 29 ・ 研修計画・就農計画の作成支援を行うとともに、研修等就農準備や、施設、機械の
30 導入に必要な資金について、日本政策金融公庫の青年等就農資金制度の活用を進めます。
- 31 ・ 県立農業大学校を核にして、専門技術や経営能力を養成する農業教育を推進する
32 とともに、指導農業士等と連携した実地研修を実施します。さらに、新規就農者に対
33 しては、農業農村振興事務所において、経営・技術指導を展開し、その能力向上に努
34 めます。
- 35 ・ 農業の多様な担い手づくりにつながる可能性がある農福連携について、更なる促
36 進を図ります。

1 **第 8 農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項**

2 (法第 4 条第 2 項第 3 号へ)

3
4 **1 基本的な方向**

- 5 ・ 雇用動向はその時の経済状況の影響を強く受けており、昨今は新型コロナウイルス
6 ス感染症の影響により厳しい状況にありますが、農業を含めた地域の振興・発展には、
7 農村居住者の安定した就業機会を確保し、若年層の農村地域への定着を図ることが重
8 要です。
9 ・ このため、それぞれの市町の土地利用計画等に留意しつつ、農村地域の雇用創出
10 を図り、定住条件の向上に努めます。

11
12 **2 農村地域における就業機会の確保のための構想**

- 13 ・ 地域特産品や地場産業等を活用した安定的な就業機会を確保するとともに、生産
14 者による加工・販売や、生産者と他事業者との連携による農業の 6 次産業化を推進
15 します。
16 ・ 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律等に基づき、農業地域の活性化お
17 よび魅力ある農村づくりを促進するため、農村地域と調和のとれた産業を導入するこ
18 とにより、地域農業者の安定した就業機会の確保に努めます。

19
20 **第 9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生**
21 **活環境を確保するための施設の整備に関する事項**

22 (法第 4 条第 2 項第 3 号ト)

23
24 **1 基本的な方向**

- 25 ・ これまで農村地域の活動を担ってきた集落内の人に加え、地域の若者や女性の参
26 画、大学や NPO 等の多様な主体との連携・協働によって、魅力の掘り起こし・磨き
27 上げ・発信・交流等を進め、集落や新たなコミュニティの維持と強化を図ることが
28 重要です。
29 ・ 併せて、地域の防災機能の強化も求められており、これらの観点から良好な生活
30 環境を確保するための施設の整備を進めます。

31
32 **2 生活環境施設の整備の構想**

- 33 ・ 優良な農地の確保・保全およびその有効利用に影響が生じないよう、農業従事者・
34 後継者はもとより、地域住民の利用等を考慮した適正かつ効率的な規模の農村公園、
35 集会施設等の整備を進めます。